

# justax

## No.42

### JAN'97

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 一括受領した損失補償金の収益計上時期

●高裁で反戦地主が逆転敗訴●

駐留米軍用地として使用するため、10年間の強制使用裁決がされたことに伴って、国から損失補償金を一括受領した場合に、補償金全額を受領した年分の所得として計上すべきか否かで争った事例をご紹介します。納税者が勝訴した地裁判決（平6.12.14那覇地裁）は、第37号ですすでに紹介しました。この地裁判決に対し、課税庁は控訴して争い、その結果が注目されていたところ、平成8年10月31日福岡高裁那覇支部において、地裁判決とは異なる判断が示されました。

◎納税者Xらの所有土地を、駐留米軍用地として、昭和62年5月15日から10年間強制使用する旨の使用裁決に伴い、Xらは、国から1億1749万円余の損失補償金を受領しました。

◎地裁判決は、①使用裁決においては少なくとも、国の使用を妨害しないで国の使用を容認するという限度において、役務の提供を観念することができること、②損失補償金は、土地の賃料相当額に補正を加えて算出されていること、③契約期間の途中で土地が返還された場合、補償金の返還の有無についての明文規定はないが、実際に、未使用期間に対応する補償金の返還を、国から請求された事例があること等から、補償金は、土地を一定期間国に使用させるという役務を提供することにより支払われた土地の使用料の対価であり、使用期間に対応する金額を、その年分の所得として計上すべきであると判示しました。

◎これに対して高裁判決は、損失補償金は、その全額を昭和62年分の所得として計上すべきであるとして、課税庁の主張を認める判断をしました。その理由を要約すると次のとおりです。

①損失補償金は、土地収用法72条に規定する使用土地そのものに対するものであり、国は、権利取得の時期までに、補償金を支払うことを条件として土

地を使用する権利を取得し、他方、土地所有者は、補償金の支払を受けることができ、明渡しの期限までに土地を明渡しさえすれば、その後は他の一般国民と同様に国の使用権の行使を受忍する義務を負うのみであって、そこには継続的な役務の提供行為を観念することはできない。

②Xらは、特段の事情のない限り、補償金全額について返還の必要に迫られることなく自由に管理支配できるのであるから、権利取得の時期に所得の実現があったものと解するのが相当である。なお、契約期間の途中で土地が返還される等特段の事情が発生した場合には、通則法23条2項により更正の請求をすれば足りるのであり、むしろ、このような規定の存在は、特段の事情が発生する可能性があることを根拠として補償金に係る所得が未だ実現されていないという見解と相容れないものである。

③所得税法は、損失補償金が、建物の所有を目的とする等一定の要件に該当する場合には譲渡所得として、譲渡所得の要件を充たさない場合には不動産所得として平均課税の適用を認め、累進税率による負担を軽減しているが、このことは、損失補償金全額が特定の年分に帰属することを前提としているものと解される。